

国民健康保険での「無保険の子ども」に関する緊急要望書

2008年11月17日

石井町長 河野俊明 様

徳島県生活と健康を守る会連合会
会長 板東光美

徳島県社会保障推進協議会
会長 石川 浩

徳島民主商工会
会長 山根憲一

徳島健康生活協同組合
石井支部長 一宮弘明

子供への資格証明書の発行を中止し、

「無保険の子ども」をなくして下さい

貴職におかれましては、住民の健康増進のためにご尽力されていることに敬意を表します。

平成20年10月30日に厚生労働省保険局国民健康保険課から「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」という通知が出されました。親など保護者が国民健康保険料（税）を滞納したため保険証を返還させられて無保険状態になっている中学生以下の子どもが全国で32903人、徳島県でも191人、「うち石井町では 9人」という調査結果が出されました。保険証の取り上げにより全国で受診が遅れて、手遅れで亡くなる事件が相次ぐ中で、せめて子どもには資格証明書を発行しないで欲しいという要請の中で初めて行われた調査です。

貧困や格差の広がりを反映して、国民健康保険は無職世帯や低所得世帯が大半を占めています。にもかかわらず補助金を減らし社会保障制度の一環である国民健康保険での国の責任を投げ捨ててきた結果、払えないほど高い国民健康保険料（税）になっています。資格証明書や短期保険証などの制裁措置は滞納

の原因を滞納世帯の責任におしつけるものです。さらに、子どもにまでその責任を負わせ保険証を取り上げることは人道的にも許されないことです。また修学旅行時など資格証明書は子どもの心を深く傷つけます。子どもには滞納の責任はありません。経済的困窮が社会に広がる中で、子どもが医療を受けられない状態を早急に改善されるよう、下記の事項について要望いたします。

要望事項

- (1) ①まず通知を実効あるものにするために、ただちに子どものいる資格証明書発行の世帯に通知の内容「子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、…速やかに短期被保険者証を交付する」を周知徹底して下さい。
②納付義務もなく、滞納の責任のない子どもが受診抑制にならないよう、子ども（18歳以下）のいる世帯には早急に保険証を発行するとともに、今後は子どものいる世帯には資格証明書は発行しないで下さい。
- (2) 低所得による滞納者にはただちに被保険者証を発行してください。少なくとも法定減額の世帯、町県民税非課税世帯、生活保護基準以下の所得の世帯やそれに準ずる世帯には、今後は資格証明書は発行しないで下さい。
- (3) 憲法25条が保障する健康で文化的な生活を守るため、生活保護基準をもとに低所得世帯への国保税の申請減免制度をつくってください。